

「ラーメン県そば王国やまがた」サポーターズクラブ利用規約

第1条

(名称)

山形県のラーメン及びそばをこよなく愛する方々をメンバーとする組織を設立し、その名を「ラーメン県そば王国やまがた」サポーターズクラブ(以下「サポーターズクラブ」という。)と称する。

第2条

(目的)

サポーターズクラブは、山形県のラーメンやそばの魅力を広く発信することにより、知名度向上を図るとともに、山形県の麺ファンを増やし、通年での誘客促進に結び付けることを目的とする。

第3条

(事務局)

サポーターズクラブの事務局は山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課(以下「事務局」という。)内に置く。

第4条

(会員)

この規約においてサポーターとは、規約の目的に賛同のうえ承諾し、登録手続きを完了した方をいう。

第5条

(登録手続)

1.

サポーターズクラブに登録を希望する方(以下「希望者」という。)は、次項に規定する方法により申し込み、登録するものとする。

2.

登録は、LINE公式アカウントのサポーター登録・変更フォームより行うものとする。

3.

サポーターは、前項で入力した事項に変更があった場合は、速やかにサポーター登録・変更フォームにて変更するものとする。

4.

次に掲げる事由に該当する場合は、登録を承認しないことがある。

(1)

登録手続にあたり、虚偽の内容があった場合

(2)

登録を承認しない正当な事由がある場合

(3)

希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものである場合

第6条

(登録費)

登録費は無料とする。

第7条

(事業)

サポーターズクラブは第2条の目的を達成するため、サポーターに対する情報の提供、サポーターを対象としたサービスの提供など、必要な事業を行うこととする。

第8条

(禁止行為)

サポーターは、サポーターズクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはならない。

(1)

他のサポーター、第三者若しくはサポーターズクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2)

他のサポーター、第三者若しくはサポーターズクラブを誹謗中傷する行為またはサポーターズクラブの運営を妨げる行為

(3)

事実と反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他のサポーター若しくは第三者に対して提供する行為

(4)

選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5)

事務局の承諾なくサポーターズクラブの情報若しくはサポーターズクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為

(6)

その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

第9条

(サポーター資格の喪失)

事務局は、サポーターが次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該サポーターのサポーター資格を取り消すことができる。

(1)

第8条の各号に掲げる行為を行ったとき

(2)

前号に掲げるもののほか、事務局がサポーターとして不適當であると判断したとき

第10条

(規約の変更)

事務局は、サポーターズクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合はホームページへの掲載等の方法により、サポーターに対して変更内容を周知することとする。

附則

この規約は、令和5年12月8日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。